令和７年度
静岡県ファンドサポート事業
ベンチャーキャピタル　公募要領

令和７年７月

静岡県経済産業部　産業革新局　産業イノベーション推進課

1. 静岡県ファンドサポート事業と公募の概要

1－1. 事業の概要

スタートアップは、革新的なビジネスモデルによって社会にイノベーションを起こす原動力であり、社会課題解決の担い手にもなる存在です。世界的に見ても経済成長を遂げている地域は、ほぼ例外なくスタートアップが集積し、地域を活性化させる様々な相乗効果をもたらしております。

本事業では、急成長を目指す県内スタートアップに対し、豊富な経験と確かな見識を有するベンチャーキャピタル（以下、「VC」という。）と協調して資金調達を支援するとともに、スタートアップの経営基盤の強化や財務管理体制の整備についても併せて支援します。

本事業を呼び水にして、本県のスタートアップ支援戦略に掲げる「創出」「育成」「連携」「誘致」の4つの柱に基づく施策を加速し、「スタートアップ先進県」を目指していきます。

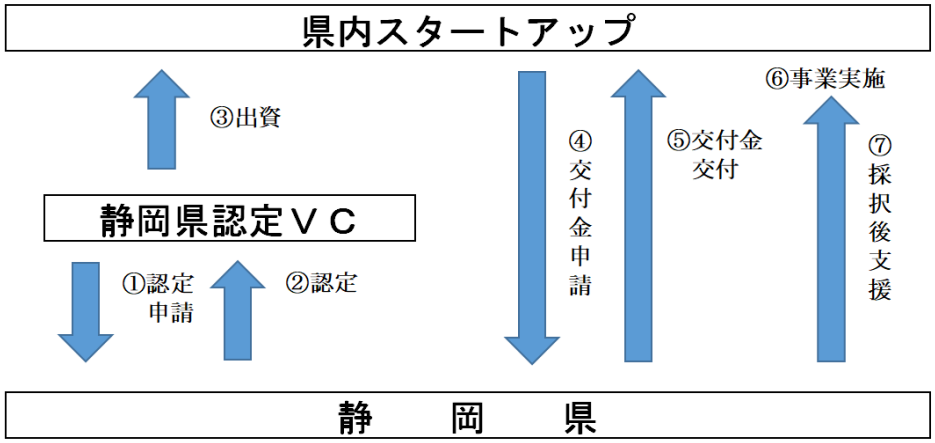

1－2. 公募概要

本事業では、交付金の交付に先立ち、VCを認定しています。（上図②）

認定したVCからの出資（上図③）を受けるスタートアップが、別に公募する交付金に申請することが出来ます。（上図④）

本公募要領では、静岡県内で事業を行うスタートアップを支援するVCを募集します。

認定申請書の受付期間は次のとおりです。

【受付期間】令和７年７月８日(火) ～ 令和７年８月15日(金)

【令和7年度 VCの公募・認定スケジュール】

時期	内容
７月８日(火)	公募開始
８月15日(金)	公募締切 ※ 受付期間を過ぎて到着したものは、審査対象とはなりません。 また、申請書の受領確認連絡は、いたしません。
９月中旬	書面審査、認定審査会等 ※ 審査にあたっての疑義・審査日程等、必要に応じて、別途ご連絡させていただきます。(原則、申請時に登録いただいたEメールアドレス宛)
９月下旬	認定VCの公表

2. 公募要件、認定プロセス及び申請手続き

別添参照

3. 申請にあたっての留意事項(共通)

3－1. 暴力団排除に関する誓約事項

「静岡県ファンドサポート事業」認定VCの認定申請にあたり、次の事項について誓約します。

また、静岡県が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

次に掲げる者のいずれにも該当しません。

(1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)

(2)法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者

(3)法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

(4)自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

(5)暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直

接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
（6）暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
（7）相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3－2. 利害関係の確認について

（1）大学・研究機関・企業等の外部専門家により行います。この認定審査では、公正な審査を行うことはもとより、知り得た申請情報についても審査以外の目的に利用することを禁じています。
（2）認定審査委員の選定段階では、静岡県は利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、認定審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることとしております。
（3）このため、本申請を以て「申請者及びメンバーの所属と名前」を認定審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうかの判断をします。
（4）また、静岡県が認定審査委員を選定する上で、留意すべき事項（特に利害関係者とお考えになる者等）があれば、申請時に任意で記載してください。なお、認定審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がございますので、ご協力をお願いします。

3－3. 認定の取消

以下の場合、認定を取り消します。
（1）各要件に合致しなくなった場合。
（2）各努力義務等の履行に向けできる限りの行動を遂行していないと認められた場合
（3）申請書類に虚偽の内容が含まれていたことが発覚した場合。
（4）その他静岡県が認定について適切でないと判断した場合。

4. 参考

本事業の概要や申請方法などにつきましては、事業ホームページをご覧ください。
■トップページURL　：https://shizuoka-fundsupport.com/

5. 問い合わせ先

（静岡県ファンドサポート事業事務局）
有限責任監査法人トーマツ 静岡事務所 担当者：佐藤
E-mail：shizuoka-fundsupport@tohmatsu.co.jp
TEL：054-273-8091（代表）

（静岡県担当課）
静岡県 経済産業部 産業革新局 産業イノベーション推進課 担当者：市原
E-mail：sangyo-innovation@pref.shizuoka.lg.jp
TEL：054-221-2609

本公募要領における用語定義

〇スタートアップ
革新的な技術やビジネスアイデアを持ち、社会課題の解決などを通じて社会に新しい価値を提供することにより、短期間での飛躍的な成長を目指す企業

〇ベンチャーキャピタル
スタートアップへの出資機能及び事業化支援機能を有する事業者（ベンチャーキャピタル及びシードアクセラレーター等）

〇スタートアップエコシステム
スタートアップが集積、成長する環境が整うことで、次々と新たなスタートアップが生まれる好循環のこと

〇交付金（静岡県ファンドサポート事業）
認定 VC から令和 7 年度中に受けた出資額に応じて、交付金を交付
・令和 7 年度概要《予定》

区分	交付対象	交付金額の上限
シード枠	起業後5年以内で研究開発を伴う事業を主な事業とするスタートアップ	1,000 万円※1
一般枠	ミドル期（成長期）までのスタートアップ	4,000 万円※2

※1 …「「認定 VC からの出資額の 2 倍」又は「認定事業費の 2/3」」以下
※2 …「「認定 VC からの出資額」又は「認定事業費の 1/2」」以下

別添

VC

1. 認定VCの公募要件

1－1. 認定VCの要件

本事業にて公募対象となる認定VCは、下記①～⑦の全ての要件を満たす者です。

① 業としてスタートアップへの出資機能を有し、スタートアップの事業化支援機能を有する法人
② 日本国内において、スタートアップの事業化等を支援する拠点を有し、常勤スタッフを配置していること　又はそれらの計画があること
（※拠点は日本国内で法人登記していない場合でも可）
③ 常勤スタッフは、スタートアップの事業化を支援した実績、能力を有すること
④ 暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び精算人をいう。）となっている法人に該当しないこと
⑤ 出資を計画している事業者（出資済先も含む）の資本金に対する認定VCの持株比率が、事業期間内において原則50%未満であること（ただし、当該事業者の企業価値評価を事業開始前より下げて出資しないこと）
⑥ 出資手段としてファンドを活用する場合（LPS/投資事業有限責任組合の場合）、ゼネラル・パートナー（GP）であること
⑦ 本県のスタートアップエコシステムの発展に協力・貢献すること

1－2. 認定VCの努力義務

（1）ファンドサポート事業の活用に結びつくシード期からミドル期のスタートアップへの出資や、初回出資後の追加出資を実施すること。
（2）採択された事業者（スタートアップ）に対して、原則として、提出した支援計画書に沿ったハンズオンによる支援を行い、その事業化を促進すること。
（3）採択された事業者の認定事業期間中の資金繰り及び資本政策を健全に保ち、次のファイナンスにつなげること。
（4）事業者に対するハンズオン支援の進捗を、本県の求めに応じ報告すること。
（5）採択された事業者から、ハンズオンによる支援及びその他の支援に係る指導料、手数料その他の料金を徴収しないこと。
※ あくまで努力義務であり、認定VCの要件ではありませんが、努力義務履行に向けできる限りの行動を遂行していただきます。

1－3. 認定期間

２年（2025（令和7）年度・2026（令和 8）年度）

2. 認定VCの認定プロセス

2－1. 認定プロセス

静岡県は、『「静岡県ファンドサポート事業」ベンチャーキャピタルの認定に係る審査委員会』を経て、静岡県が総合的な判断のもと認定VCを決定します。なお、認定に際して本公募申請者に対しヒアリング審査を実施します。

認定プロセスは非公開で行われ、審査の結果等、審査に関する問い合わせには、応じられませんのでご了承ください。

◆ 審査項目について

① 出資・支援実績
- シード期からミドル期のスタートアップへの出資実績
- 初回出資後の追加出資やハンズオンによるスタートアップの成長の実績

② ハンズオン
- スタートアップの企業価値向上に対する具体的な取組
- スタートアップの事業化を支援する具体的な目利き能力や支援能力
（本事業に従事するハンズオンメンバーの能力・実績）

③ 次の資金調達への取組
- 出資余力：ファンド規模、出資可能金額、出資可能期間、ファンド寿命等
- ネットワーク：次の資金調達候補となり得る国内外のVC、事業会社との繋がり等

④ 地域経済への貢献
- 県全域への事業効果の拡大

2－2. 審査結果の通知及び公表

（1）審査結果の公表・通知

認定VCの法人名称は、事業ホームページ等にて公開します。また、審査結果については、別途申請者へ書面で通知します。

（2）認定条件について

認定に諸般の条件を付す場合がありますのでご了承ください。

3. 申請の手続

3－1. 申請方法

■ 申請方法

申請書式は事業ホームページよりダウンロードしてください。
URL：https://shizuoka-fundsupport.com/

申請については、ふじのくに電子申請システムから申請してください。
URL：https://apply.e-tumo.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList_detail?tempSeq=16681

■ 添付書類（データ：全て必須）

各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類を追加で求めることがあります。

①新規申請者の概要（様式あり）
②ハンズオン計画（様式あり）
③本事業に係る出資方針等（様式あり）

①～③については、それぞれ A4用紙2ページ以内※の作成を厳守。
※2ページを超えた場合は審査対象外となります。

④本事業に関与するメンバーの略歴（様式あり）
⑤会社定款（様式は任意）
⑥ファンド目論見書、概要書等（様式は任意）
⑦会社の紹介資料（パンフレット、WEB ページ等）（様式は任意）

3－2. 申請に関する注意

（1）申請書の受理及び申請書に不備があった場合

- 応募資格を有しない者の申請書又は不備がある申請書は受理できません。
- 申請書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、申請を無効とさせていただきます。

（2）秘密の保持

申請データは、本事業の認定VCの選定のためにのみ用い、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規定により、厳重な管理の下、一定期間保存します。取得した個人情報は、法令等に基づく場合の提供を除き、認定VCの選定に係る審査に利用しますが、本事業の目的以外で利用することはありません。

（3）認定申請書の記入言語

認定申請書は日本語で記載してください。